質 問 ・ 回 答 書

令和3年7月26日

委 託 名　錦コミュニティセンター新築工事実施設計業務委託

NO	質 問 事 項	回　　答
1	既存の錦コミュニティセンター体育室の改修内容の概要について分かる範囲でお教え願います。	今回の設計による建物配置によって既設建物が新たに建築基準法等に抵触し、変更の必要が生じる場合（例えば既設建物の開口部の延焼のおそれのある部分の変更など）を想定している。 実施設計業務を進めていく中で判明した適応すべき内容は設計に反映すること。
2	本業務敷地と隣接する錦コミュニティセンター体育室の敷地設定は既存からの変更なしということでよろしいでしょうか。	基本設計の配置図に表記がある敷地形状は、当初の敷地形状とは異なる。 基本設計の敷地設定（計画地）を基に、本業務を進められたい。 尚、隣接する錦コミュニティセンター体育室敷地との境界設定などを含む、敷地設定（敷地の確定）については本業務に含まれるものである。
3	電波障害調査について、内訳書に現地調査一式とありますが、こちらを正と考えてよいでしょうか。	電波障害事前調査については、現地調査も含むものとする。
4	敷地測量資料は貸与いただけますでしょうか。	計画地を含む広範囲にわたる、市所有地の境界確定図（道路境界含む）等の資料貸与・提供は可能であるが、本業務においては敷地設定を含むものであり、敷地の測量図はない。
5	特段の理由がなければ、基本設計の内容に基づいて実施設計を進めるとの理解でよいでしょうか。	地元地域等と協議を予定しており、その内容により基本設計から変更が生じる可能性もある。
6	解体に関する実施設計はないとの理解でよいでしょうか。	本計画敷地に現存する建築物の解体に係る設計は含まれないが、一部既設仮囲いや舗装等、外構の解体撤去に係る設計を含む。
7	各申請に使用する計画敷地の敷地データ（資料）を提供いただけるとの理解でよいでしょうか。	質問No.4の回答のとおり。
8	隣接する敷地にある既存体育室の図面を提供いただけるとの理解でよいでしょうか。	よろしい。（TIFデータ）

質 問 ・ 回 答 書

令和3年7月26日

委 託 名　錦コミュニティセンター新築工事実施設計業務委託

NO	質 問 事 項	回　　答
9	隣接する敷地にある既存体育室に関する各申請書及び検査済証を貸与いただけるとの理解でよいでしょうか。	隣接する既存体育室に関する計画通知書・検査済証については、貸与不可である。
10	新築錦コミュニティセンター基本設計の配置図に表記がある敷地形状は、既存勤労青少年ホームの敷地形状から変更がないとの理解でよいでしょうか。	質問No.2の回答のとおり。
11	当該敷地は、隣接する敷地の既存体育室を含む建築基準法第86条第2項の規定に基づく認定を受けていないとの理解でよいでしょうか。	よろしい。
12	今回の業務に関し、建築基準法第86条の5第２項の規定に基づく認定の取り消しなどを含む、一団地認定に関する手続きが不要との理解でよいでしょうか。	よろしい。
13	既存体育室の改修が必要となる可能性がある内容を、理由を含め具体的にご教授ください。	質問No.1の回答のとおり。
14	仕様書に表記のある「日影許可」の内容を具体的にご教授ください。	計画通知の提出にあたり、日影図を作成し添付すること。また、日影許可が必要となった場合については、許可申請に係る資料も併せて作成すること。
15	現地調査報告書における既存体育室に関する内容は、錦コミュニティセンター新築に伴い、建築基準法上違法が発生する部分の改修に関する調査内容で、目視で判明できる範囲でよいとの理解でよいでしょうか。	よろしい。
16	現地調査報告書における当該敷地に関する内容は、地盤レベル、標識、植栽、電柱等に関する程度でよいでしょうか。	仕様書のとおり。

質 問 ・ 回 答 書

令和3年7月26日

委 託 名　錦コミュニティセンター新築工事実施設計業務委託

NO	質 問 事 項	回　　答
17	開発許可申請等業務（都市計画法）に関する敷地範囲は、新築錦コミュニティセンター基本設計の配置図に表記がある敷地範囲との理解でよいでしょうか。	質問No.2の回答のとおり。